

宮城県公報

発行 県
宮城県 (総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目 8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

○宮城県規則第十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

Digitized by srujanika@gmail.com

方體都法於行經曰（昭和二十二年宮城縣共議第一回）お詫びの言ひ方

第六条の二第一号中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から

「五十一の項」に改める

ベニシ
公衆浴場法施行細則の

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

○介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

唯心論

○国士調査の成果の論議

○救急医療機関の認定

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○昭和四十六年宮城県告示第六十四号（農地法による別段の面積）

改正

○昭和四十一年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一

改正

○都市計画の変更

○都市計画事業の事業計画変更の認可

雜報

○環境影響評価書の縦覧

規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を(二)に公布する

平成二十年三月四日

様式第4号(第4条, 第7条関係)

市町村名 _____

介護保険財政安定化基金事業対象収入額及び費用額実績報告書(年度)

1 基金事業対象収入額

実績(見込)額 A	介護給付費交付金(見込)額 B	基 費負担金実績(見込)額 C	調整交付金(見込)額 D	介護給付費準備金取崩し額 E

地域支援事業交付金(見込)額 F	地域支援事業支 援交付金(見込)額 G	基金事業対象収入(見込)額 H (A+B+C+D+E+F+G)

2 基金事業対象費用額

標準給付費実績(見込)額 I	介護保険財政安定化基金拠出金 K
現物給付実績(見込)額 J	介護保険財政安定化基金償還金 L

地域支援事業実績(見込)額 M	基金事業対象費用(見込)額 N (I+J+K+L+M)

様式第7号(第7条関係)

市町村名 _____

介護保険財政安定化基金事業貸付金所要額計算書(1)(年度)

1 単年度基金事業対象費用額実績報告書

標準給付費実績(見込)額 額 A	介護保険財政安定化基金拠出金 額 B	介護保険財政安定化基金償還金 額 C	介護保険財政安定化基金償還金 額 D

地域支援事業実績 (見込)額 E	単年度基金事業対象費用(見込)額 (A + B + C + D + E) F

2 単年度基金事業対象収入額実績報告書

実績保険料収納 (見込)額 G	介護給付費交付金 交付実績(見込) 額 H	公費負担金実績 (見込)額 I	調整交付金交付実 績(見込)額 J	介護給付費準備 基金取崩し額 K

地域支援事業交付 金支払実績 (見込)額 L	地域支援事業支 援交付実績 (見込)額 M	単年度基金事業対象収入(見込) (G + H + I + J + K + L + M) N

3 基金事業貸付金所要額計算書

単年度基金事業対象費用(見 込)額 O	単年度基金事業対象収入(見 込)額 N	O = F - N

様式第9号 削除
基 本

IJの記載せ、公社の印から廃止へ。

四〇
一六○御賛美扣六十六回印
國土調査法(昭和三十六年法律第六十回)第十九條第一項の規定に依り、次の國土調査の成果を

廃止した。

平成二十一年四月四日

福井県知事 村井謙太郎

1 調査を行った都の名称

石川市

2 調査を行った町

平成十八年度から平成十九年度までの

3 成果の名称

石川市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

鶴来北一丁目、鶴来北二丁目、鶴来北三丁目、鶴来本町、鶴来北口、鶴来鶴来、鶴来上野、鶴

5 調査年月日

平成二十一年四月十七日

一一

1 調査を行った都の名称

坂井沢町

2 調査を行った時期

平成十七年度から平成十九年度まで

3 成果の名称

坂井沢市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

いずれも、本年度の数値を記入すること。

上西側の一部
認証年月日
平成二十年一月二十七日

三

1 調査を行つた者の名称
気仙沼市

2 調査を行つた時期
平成十八年度から平成十九年度まで

3 成果の名称
気仙沼市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行つた地域
上西側の一部、大岩井山の一部

5 認証年月日
平成二十年二月二十七日

○宮城県告示第百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 泉里会

森谷 隆一

一 代表者の氏名
本吉郡本吉町中島百四十一番地の六

二 主たる事務所の所在地
この法人は、主に認知症高齢者、知的障害者並びに精神障害者及び要

三 定款に記載された目的
介護者に対して、グループホームケア、いわゆるリビングケアを研究し脱施設的で人々が営むべき家庭的な環境でのケアをテーマに介護の必要な認知症高齢者、知的障害者並びに精神障害者の支援、社会参画

と高齢化社会の諸問題に取組み、地域で支えあう住民参加型の認知症高齢者グループホーム、デイサービス、宅老所、障害者グループホーム等の施設整備並びに各種介護サービスを提供し、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年二月十八日
○宮城県告示第百九十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立若柳病院 三・四	栗原市若柳字川北原畠二十	平成二十年三月一日 平成二十三年二月一十八日	平成二十三年二月一十八日

○宮城県告示第百九十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

事 業 所 番 号	所 事 業 所 の 名 称 及 び	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	設 置 者 名	指 定 年 月 日
〇四一五一〇〇八八一 松仙台市青葉区北根黒 松二番十号	クローバーズ・ピア ワツセ	就労継続支援A型 社会福祉法人 信和会	社会福祉法人 信和会	平成二十年三月一日

○宮城県告示第百九十八号

昭和四十六年宮城県告示第六十四号（農地法による別段の面積）の一部を次のように改正し、平成二十年三月四日から施行する。

平成二十年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

第一号中「伊具郡丸森町農業委員会の区域」を「伊具郡丸森町農業委員会の区域」に改める。

第二号中「気仙沼市のうち旧唐桑町農業委員会の区域」を「宮城郡七ヶ浜町農業委員会の区域」に改める。

「宮城郡七ヶ浜町農業委員会の区域」を「気仙沼市のうち旧唐桑町農業委員会の区域」に改める。

○宮城県告示第百九十九号
昭和四十一年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

第一号の表中「号東北一七七」を「
くやまのしす」に、「号東北一八一」を「

ゆきむすび

に改める。

に改める。

第三号の表中

号東北一七七

くやまのしす

ゆきむすび

に改める。

タシレイ	農林二号 東山六号	昭五三	八・二	一〇・一	草簾状	少	多	灰白	八四	四・二	四五	黄	黄	橿円	上	県下一円	大生、良質、晚播適応性
タンレイ	農林二号 東山六号	昭五三	八・二	一〇・三	-	難	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			八・二	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			一〇・一	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			草簾状	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			少	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			多	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			灰白	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			八四	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			四・二	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			四五	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			黄	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			黃	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			橿円	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			上	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性
			県下一円	-	-	-	-	白	七〇	五・九	一六〇	黄白	球	上下	一円	山間高冷地 を除く県下	早生、大生、イズモザイク抗性強、 良質、晚播適応性

改める。

○宮城県告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

(1) 排水区域

汚水

(2) 雨水

仙台市宮城野区岩切字小児、同字昭和西、同字昭和東、同字昭和南、同字新宿前、同字大正、同字入山及び同字分台並びに泉区桂一丁目、桂二丁目、高森四丁目、古内字杉ノ内前、市名坂字西裏、同字善正寺、同字町、同字高島、同字谷地及び同字油田、寺岡一丁目、七北

○宮城県告示第二百一号
菅間前の各一部

仙台市宮城野区岩切字小児及び同字分台並びに泉区七北田字菅間、野村字桂島東及び同字

正、同字入山及び同字分台並びに泉区桂一丁目、桂二丁目、高森四丁目、古内字杉ノ内前、市名坂字西裏、同字善正寺、同字町、同字高島、同字谷地及び同字油田、寺岡一丁目、七北

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月四日

1 事業者	宮城県道路公社	理事長	佐伯 光時
2 名称	仙台松島道路四車線化事業		
3 種類	条例第二条第二項第一号に掲げる第一種事業（道路の拡幅の事業）		
4 規模	延長 十一・五キロメートル		
5 実施区域	宮城郡利府町春日から宮城郡松島町根廻まで		
6 関係地域	宮城郡利府町森郷、春日及び赤沼 宮城郡松島町桜渡戸、初原、高城及び根廻 黒川郡大郷町川内、味明及び不來内		

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
仙塩広域都市計画公園事業

- 2 名称
七・五・五号 巾兵衛沼公園

三 事業施行期間

「昭和五十三年五月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年五月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし。

- 2 使用の部分
変更なし。

雜 報

○宮城県道路公社理事長から、公報登載の依頼があつた。

平成二十年三月四日

三 問い合わせ先

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、

仙台松島道路四車線化事業環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、条例第二十三条の規定により、次のとおり公告し、評価書を縦覧に供する。

平成二十年三月四日

宮城県道路公社建設部企画建設課
宮城県環境生活部環境政策課
利府町役場企画課
松島町役場建設課
大郷町役場地域整備課

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号ふるさとビル四階

宮城県道路公社建設部企画建設課（電話〇二二一六三一〇五六九）

一 対象事業の概要について

宮城県道路公社

理事長 佐伯光時